令和6年度 重要事項説明書(特定教育・保育施設用)

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事	業	者	の	名	称	高山村
代	表	才	Ĺ	氏	名	村長 内山 信行
事	業	者 の)形	f 在	地	高山村大字高井4972
事	業者	の	電	話番	号	026-245-1100

2. 利用施設

施	設	の	種	類	保育所	F							
꺤	取	0)	催	块	不自力	<u>'l</u>							
施	設	の	名	称	たかち	さま保	育園						
所		在		地	高山村	大字	高井46	8					
電	話		番	号	026	<u>3</u> – 2	45-6	8 4 2					
管	理		者	名	園長	新津	朋典						
					0 歳児	ļ	3号	9名	3 歳児	1号	名	2号	55名
利力	用定員	1 (2	年齢児	IJ)	1 歳児	ļ	3号	7名	4 歳児	1号	名	2号	50名
					2 歳児	ļ	3号	2 4名	5 歳児	1号	名	2号	50名
自	己評	価	の概	要									
第	三 者	評価	の概	要	令和5	年度	実施						
職員	職員への研修の実施状況				県、上高井郡など主催の研修等に参加								
認	可	年	月	日	昭和4	17年	4月1日		·				
事	業	所	番	号									

3. 施設の目的・運営方針

٠.		· Æ 🗆 / 3	-	
事	業の	目	的	良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 「子どもの笑顔輝く保育園」
理			砂	子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域にも愛される 保育園を目指す

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	4, 203. 46 m ²		
	園庭	2, 278. 7 m²		
建物	構造	RC 構造		
	延べ面積	1, 743 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	9室
	ほふく室	室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	室		
設備の種類	プール			
その他	屋外遊戯場	2, 278. 7 m²		

5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	保育の資質の向上及び職員の資質の向上に取り組むととも	1人	人
	に、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。		
副園長	園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者	2人	人
	から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について		
	他の保育士を統括する。		
保育士	保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべ	7人	17人
	ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよ		
	う保育を行う。		
栄養士	献立作成及び調理業務、食育に関する活動	1人	人
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動。	2人	2人

6. 保育を提供する日

園			日	月曜日から土曜日
開	園	時	間	午前7時30分から午後7時 土曜日:~午後6時30分
休	遠		日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
そ	の		他	

^{*}感染症流行時の対応について 別紙(園のしおり参照)

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分		
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時		
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分		
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分		
		午後4時30分から午後7時		

^{*}延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月改定)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供 上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 食事の提供
- ③ 一時保育
- ④ 長野県が認定する信州やまほいく(信州型自然保育)
- ⑤ その他保育に係る行事等

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等にあわせてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	
3 歳児		11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	
4 歳児		11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	
5 歳児		11 時 15 分頃	14 時 45 分頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による指示書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を長野県へ提出しています。

給食衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を徹底しています。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(1月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

特定教育・保育に係る利用者負担(3歳未満児保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月末日)。

他に保育の提供に要する実費に係る利用者負担(別表)があります。

11. 利用の開始について

当園では、市町村の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校へ就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療	機関の	名 称	高山診療所
医院:	長名又は医	€師名	室林 治
所	在	地	上高井郡高山村大字牧 130-1
電		話	026-242-1200

2 歯科

医療機関の名称	なかむら歯科クリニック
医院長名又は医師名	中村 祐子
所 在 地	上高井郡高山村大字高井 6416-2
電話	026-248-2482

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び 緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。						
避難訓練	火災等を想定した避	火災等を想定した避難訓練を月1回実施					
防災設備	自動火災報知機 誘導灯						
	ガス漏れ報知器	非常警報装置					
	非常用電源						
避難場所	園庭南西隅(第1避難場所)						
	園西側道路(第2避難場所)						
	高井トレーニングセ	ンター(第3避難場所	,				

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では全国町村会の保険に加入しています。

18. 保育園でのケガ等の保険の加入

日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。受診料が 5,000 円以上かかる場合は、福祉医療を使用せず、こちらの保険を適用させていただきます。

19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	保育園長 新津 朋典				
受付責任者	教育次長 堀 一生				
利用時間	午前9時~午後5時				
連絡先	電話 026-245-6842				
	FAX 026-248-5776				
第三者委員	藤沢 敏一	久保田 由利美	牧 三七子		
	電話 026-246-1477	電話 026-245-3493	電話 026-248-3041		
	民生児童委員	民生児童委員	民生児童委員		
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。				

20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、高山村個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図っています。お子さんの写真を園のホームページや村の広報紙へ掲載したり、園での活動をケーブルテレビで放映する場合がありますのでご承知ください。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
保育費	カラ―帽子代	1個	880 円
保育費	お便りバッグ代	1 個	450 円
保育費	クレヨン代	1箱	600 円
保育費	入園・卒園写真代	1枚	550円
保護者会費	人形劇、各種行事のプレゼント代等	年間	3,000円
	(親子遠足代は別途)		

2. 延長保育に係る利用者負担

保育標準時間 午後 6:30~7:00 1回 100円

月登録 1,000円

保育短時間 1回 100円

午前 7:30~8:30 午後 4:30~7:00 午後 6:30~7:00 1回 100円